

障害者福祉システム等標準化検討会 指定都市要件検討分科会（第3回）議事概要

日時：令和5年10月26日（木）9:30～12:00

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出席者（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）
欠席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長
出席	米山 のぞみ	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席	佐々木 善行	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席	河田 輝彦	堺市健康福祉局障害福祉部障害支援課 副主査
出席	川崎 優子	堺市健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課 主幹兼係長
出席	中村 寛久	堺市健康福祉局健康部精神保健課
出席	田中 俊	福岡市福祉局障がい者部障がい企画課 係長
出席	北川 順香	福岡市福祉局障がい者部障がい企画課
出席	大鋸 洋光	福岡市福祉局障がい者部障がい企画課
出席	佐藤 亮介	株式会社アイネス 開発本部 WR開発部長
出席	近藤 誠	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 主任
出席	福田 佳孝	富士通Japan株式会社 パブリック事業本部 社会保障・フロントソリューション事業部 シニアマネージャー

（オブザーバー）

欠席	千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	外圍 暖	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	兼田 智	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席	青木 健一	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	市川 貴志	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 主査
出席	澤田 晶	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 係員

【議事次第】

1. 第3回分科会の進め方
2. 要件の検討（議論）

3. その他

【議事概要】

○事務局

- ・（資料1「第3回指定都市要件検討分科会の進め方」4ページ）第1回指定都市要件検討分科会でも説明したとおり、全構成員が「受入可」として合意を得たものについて、指定都市の機能要件として採用することとしているが問題ないか。

⇒（各構成員）問題ない。

○福岡市構成員

- ・（資料1「第3回指定都市要件検討分科会の進め方」5ページ）昨年度末に指定都市要件として再検討となっていた256件の内、指定都市要件検討分科会では検討対象外となった227件について、指定都市要件検討分科会構成員以外の指定都市への情報提供は予定しているか。

⇒（事務局）検討対象外となった227件について、指定都市要件検討分科会構成員以外の指定都市は、現時点で検討対象外となった経緯や考え方、またどの要件が対象外なのか把握できていないため、意見照会の参考資料として第1回指定都市要件検討分科会の資料を提供させていただく予定としている。

⇒（福岡市構成員）検討対象外となった要件について、検討してほしいといった意見が意見照会であった場合はどのように扱うのか。

⇒（事務局）3.0版案の内容に関する意見照会としているため、追加の要件となる意見は原則、未反映とする。

○事務局

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」）適合基準日を理由とした受入不可の回答が多数あったため、標準オプション機能の適合基準日について考え方を整理させてほしい。実装必須機能については適合基準日時点で適合していなければならないが、標準オプション機能については実装有無がベンダの判断となっていることから、適合基準日までにベンダが実装をするものではないため、標準オプション機能の適合基準日に関する考え方についてデジタル庁より説明していただきたい。

⇒（デジタル庁）標準オプション機能における適合基準日の扱いについては現在整理を行っているところであるが、一旦は、標準オプション機能はベンダの判断により実装有無を検討する機能であることから、適合基準日にしぼられることなく実装いただく機能として認識いただきたい。

⇒（厚労省情参室）標準オプション機能はベンダが実装有無を判断する機能であることから、適合基準日を気にする必要はないとの認識に異論はないが、一方で自治体はシステムを調達する際に標準オプション機能が実装されているか、あるいは納品日までに実装されるかをベンダに確認して発注する必要があるとの認識であり、発注者本位で進めるべきという認識で問題ないか。

⇒（デジタル庁）ご認識のとおりで問題ない。

○NEC構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号1）3.0版案の機能に

記載されている「※3」について、各自治体の運用に応じて独自施策項目のどの項目を登録するかを選択できるようにする必要があると考えるが、処理するタイミングで利用者が毎回選択できるようにするのか、それとも事前に固定化されるものなのか確認したい。

⇒（横浜市構成員）自治体としては運用上、処理時に毎回変更するものではなく、ある程度パターン化されることで問題ないと考えている。

⇒（富士通Japan構成員）処理時に指定できるような機能とするのか、パラメタ等を用意してパターン化した取込みができるようにするかはベンダの実装方法によると考えられる。

⇒（事務局）更新する項目の選択方法として処理時に指定できるのか、パターンを用意するのかはベンダの実装方法によるということで補足を加える。

○福岡市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号1追-1）当機能を実装するにあたり、ファイル連携が必要になると認識している。そのため、当該連携はデジタル庁が公開している「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」に従う必要があるか確認したい。

⇒（デジタル庁）当該機能がファイル連携になるため、「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」に従う必要がある。

○福岡市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号1追-3）論点1について判定日、判定結果コードの一括更新は、他の項目との関連チェックが必要となり実装が難しいため追加できなという事で承知した。論点2については3.0版案の内容で問題ない。

○福岡市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号1追-3）論点3について、福岡市としては「手帳受領日」とは別に「判定機関結果送付日」も管理が必要である。

⇒（横浜市構成員）横浜市では「判定機関結果送付日」を管理しておらず、判定日にてある程度の日付を判断している。

⇒（堺市構成員）堺市も横浜市と同様に「判定機関結果送付日」は管理する予定はないため、追加する必要性はない。

⇒（事務局）「判定機関結果送付日」については協議案_管理番号127追-10～127追-20にかけて記載をしているため、そちらへ受入可否の回答をいただきたい。また、「通知発送日」については、機能ID：0220192（通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること）とあり、「発行日」とあわせて「通知発送日」も更新するのはどうかと考えている。

⇒（アイネス構成員）「発行日」と「通知発送日」を別々に管理する目的について確認したい。

⇒（事務局）「発行日」は発行履歴として管理されるため、他の帳票の発行履歴と一緒に管理されるものである。一方で「通知発送日」は手帳の通知の発送日として管理となるため、台帳に紐づいた項目であることから、台帳画面上に表示しやすい項目となる。そのため、電話等による住民からの問合せ対応にて視認性の観点から別々に管理したほうがよいと考えている。

⇒（富士通Japan）システムの作りによるところもあるが、台帳に紐づけて通知発送日を管理したとしても、何らかのアクションがあつて「通知発送日」を確認することになるのであれば、同義と

なる「発行日」のみの管理で問題ないのではないか。

- ⇒（福岡市構成員）福岡市では、現状「発行日」と「通知発送日」は別の日付で管理しており、「通知発送日」は決裁紙面上で管理している。しかしながら「通知発送日」をシステム上、必須で管理できなければならないとまでは考えていない。
- ⇒（事務局）各構成員の意見を踏まえて、「発行日」については任意の日付を設定し登録できることとしており、また、画面上での確認もできるため「通知発送日」については、指定都市要件とは関係なく、機能ID: 0220395の管理項目から削除する方向で11月の合同ワーキングチームにて検討としたい。合わせて当該要件の一括登録の項目としては不要となるため、記載のとおり一括登録の対象からは除外させていただく。
- ⇒（事務局）論点4の「進行状態コード」はアイネス構成員からは自由に設定できるものではなく、台帳データの状態にあわせて自動で更新される項目であると意見をいただいている。一方で、NEC構成員からは他項目とのチェックは実施していないため、一括更新は問題ないとの意見をいただいております、ベンダの実装方法によるところである。そのため、当該要件の協議案_管理番号1追 - 3から切り離し、別機能として協議案_管理番号1追 - 5を追加させていただいた。
- ⇒（福岡市構成員）協議案_管理番号1追 - 5の3.0版案の機能に記載されている「他の機能IDに定められている機能を除き」とはどのような意味なのか説明をいただきたい。
- ⇒（事務局）「他の機能IDに定められている機能を除き」とは、進行状態コードを一括更新する機能として協議案_管理番号127 - 追3、127 - 追21～127 - 追25があるため、当該機能を除いてという意味である。

○横浜市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号110追 - 1）3.0版案の機能案の「※1」にてファイル名の先頭に宛名番号15桁（ゼロ詰め）を設定するような記載となっているが、同一対象者で複数ファイルがある場合は、ファイル名の宛名番号の設定以降でファイル名を分けるという認識で問題ないか。
- ⇒（事務局）同一の対象者の複数のファイルということで、例えば、申請書と診断書などのケースが考えられるが、ファイル名の取り扱い、登録処理において整理できていないため、事務局にて整理する。

○福岡市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号53）3.0版案の機能に記載されている、管理項目（年齢、総合等級区分コード、障害名）をシステム上に管理する必要があるのか疑問である。疑問点については、アイネス構成員記載の意見内容（生年月日からの基準日年齢計算のみで年齢管理不要、手帳業務の情報参照による対応）と同様の考えによるものである。
- ⇒（横浜市構成員）横浜市としても現在管理はしていないため、不要と考える。
- ⇒（堺市構成員）堺市も他の自治体構成員同様、管理する必要はない。
- ⇒（事務局）自治体構成員の意見より管理不要とし、当該要件は不採用とさせていただく。

○事務局

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号123）3.0版案の機能に

は管理項目として「申請時の障害部位コード1～3」を追加しているが、検討方針・論点に記載のとおり、すでに規定済みの機能ID：0220232（診断書の画像情報を障害部位ごとに管理可）により代替運用も可能と考えており、自治体構成員の意見を伺いたい。

⇒（福岡市構成員）規定済みの「障害部位ごとに管理」の詳細が不明で、申請時にオンラインで判定依頼を行う場合は、当該機能により障害部位コードごとに画像データを管理することが必要と考えていた。しかしながら規定済みの機能が障害部位コードごとに画像データを管理するという意味ではなく、主たる障害部位に対し複数画像データを管理できるのであれば、管理項目としての追加が必ずしも必要ではないと考える。

⇒（事務局）規定済みの機能ID：0220232（診断書の画像情報を障害部位ごとに管理可）は主たる障害部位に対して複数の画像データを管理する機能ではなく、障害部位ごとに診断書等の画像を管理できる機能としており、障害部位と画像データを紐付けることができるかどうかは画面要件となる。

⇒（堺市構成委員）堺市としても申請時の障害部位を管理する必要はない。

⇒（事務局）3.0版案を削除し、機能ID：0220232（診断書の画像情報を障害部位ごとに管理可）により「代替運用可」とさせていただく。

○事務局

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号132）3.0版案の機能には管理項目として「統括部署受理日」、「結果通知書区送付日」を追加しているが、富士通Japan構成員より、改めて必要な項目なのかどうか検討してほしい。また、すでに規定済みの機能ID：0220605（障害支援区分判定対象者独自施策利用項目）を利用した運用が可能ではないかとの代替案をいただいている。

⇒（福岡市構成員）福岡市では各区にて認定審査会を実施しており、当該項目は必要ない。

⇒（横浜市構成委員）横浜市では本庁で各区の対象者をまとめて認定審査会を実施しているが、特段、当該項目を利用した運用はしていないため必要ない。

⇒（堺市構成員）堺市では、本庁でとりまとめて認定審査会を実施しているが、機能ID：0220605（障害支援区分判定対象者独自施策利用項目）を利用した運用が可能である。

⇒（事務局）「統括部署受理日」、「結果通知書区送付日」が必要であっても、機能ID：0220605（障害支援区分判定対象者独自施策利用項目）による運用が可能ということであるため、3.0版案を削除し、「代替運用可」とさせていただく。

○堺市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号19）検討方針・論点への記載内容から、介護保険特定疾病コードは連携される項目ではなく、申請受付時に確認し登録する項目であることは承知した。その上で、アラートが表示されるタイミングは当該項目の入力時となるのか。

⇒（事務局）アラートが表示されるタイミングは申請内容の登録時となるが、当該項目に設定した時点なのか、保存時点なのかはベンダの実装方法によるものとなる。

○福岡市構成員

- ・（資料２「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号147）検討方針・論点に記載の内容にあるとおり、福岡市の内部でも、支給決定の期間と実際に入所している期間は異なることがあり、厳密には契約内容報告書あるいは給付実績を確認する必要があることは把握している。そのため、システム上で厳密に実施することが難しいのであれば、当該要件は取下げで問題ない。

⇒（事務局）EUC機能による代替運用が可能ということで3.0版案は削除させていただく。

○事務局

- ・（資料２「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号47、47追 - 1、47追 - 2）手帳番号の自動付番に関する要件であるが、第２回分科会では、各自治体構成員とも自庁で新たに番号を付番する場合、手入力を実施しないということから、「自庁であらたに交付する手帳の手帳番号は自動付番し、手入力は不可とすること。」とした。

⇒（福岡市構成員）身体障害者手帳の場合で他自治体からの転入の場合は、手入力が可能との認識で問題ないか。また、そうであるならば、分かるように追記してほしい。

⇒（事務局）その認識で問題ない。要件の考え方・理由欄にも追記する。

⇒（アイネス構成員）仮記載とされている「自庁であらたに交付する手帳の手帳番号は自動付番し、手入力は不可とすること。」について、システムとしての対応は問題ないが、「手入力不可」とすることで、何があっても修正ができなくなるのは運用上、支障があるのではないか。

⇒（福岡市構成員）手入力可が必須とは思わず。誤入力を考慮すると修正はデータメンテナンス等の運用対応でもよいと考えていたが、柔軟性を持たせて、いずれも可という仕様でも問題ないと考える。

⇒（事務局）手入力を許可するのであれば、現在規定している、機能ID: 0220399、0220262、0220334を実装必須とすることで踏襲できる。

⇒（堺市構成員）事務局の意見のとおりで問題ない。

○事務局

- ・（資料２「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号21）当要件については標準オプション機能であったが、指定都市としては必要な機能であるため、実装必須にすべきと考えている。実装必須に変更するにあたってのご意見を各構成員よりいただきたい。

⇒（福岡市構成員）実装類型に関する意見ではないが、3.0版案の機能の記載について「行政区コード順で出力すること。」としているところ「行政区コード順で出力できること。」に見直しをしてほしい。必ず行政区コード順で出力するものではないため。

⇒（事務局）ご意見のとおりであるため、「できること」に修正させていただく。

⇒（アイネス構成員）実装必須になることで、困ることはないと思うが、市としてまとめて出力する帳票の中には行政区単位で出力することで困る帳票があるのかを踏まえて、受入不可の判断をさせてほしい。

⇒（事務局）受入可否の回答については実装必須とした場合での回答をお願いしたい。受入不可でかつ適合基準日の場合は、実装必須が受入不可として事務局にて標準オプションとしての整理をする。

○事務局

- ・（資料２「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号160）協議案_管理番号34と同様であり、合意がとれている案件であるが背景色が青になっていないため、青色に訂正する。

○事務局

- ・（資料２「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号127 - 追１）NEC構成員、富士通Japan構成員より管理項目の明確化が必要と意見があるが、当該要件の目的は、判定・決定の入力を別々の場所で行えることであるため、3.0案の機能は「判定と決定を別々の部署で入力できること。」とした。なお、タイミングも別となるため、機能へ「タイミング」も追記させていただく。

○事務局

- ・（資料２「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号127 - 追３、127 - 追21～127 - 追25）機能ID：0220245（進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。）では進達に必要な登録項目は各ベンダのシステムによって異なることが考えられることから特に項目を明記していなかったが、ある程度、項目を明確にする必要があるのであれば、3.0版案の機能に仮記載として、一括登録する項目「進達日、進達先機関コード、進行状態コード及び任意に指定できること」を記載させていただいた。また、協議案_管理番号1追 - 5において進行状態コードの一括登録については記載しているため、当該要件を不採用とする可能性もあるが、各構成員の意見を伺いたい。

⇒（アイネス構成員）進行状態コードは自治体にて自由に設定できるようになっているため、一括登録の項目にそぐわないと思われる。自治体単位で進行状態コードを自由に設定したいというニーズは理解できるが、例えば、進達後の進行状態は「進達後」に必ずなるため、事務処理の段階に応じて、確定するものについては任意とするのではなく、ある程度、定める必要があるのではないか。その上で、進行状態コードの一括登録について規定するのがいいのではないか。

⇒（富士通Japan構成員）進行状態コードを一括登録に含めない場合、運用上、データの齟齬が発生すると考える。例えば、資格状態が「申請」の次は「受給（決定）」となるが、進行状態としては進達と判定が存在する。そのため、進達、判定のタイミングで進行状態コードを更新しない場合、進達や判定に関する項目が登録されているにも関わらず、進行状態コードは申請済のままになってしまうのではないか。

⇒（事務局）当該要件の進達処理において進行状態コードを一括登録に含めないとした場合は協議案_管理番号127 - 追３、127 - 追21～127 - 追25は不採用とし、協議案_管理番号1追 - 5でのベンダの実装範囲としてはどうか。

⇒（横浜市構成員）横浜市としては進行状態コードを一括登録することでデータの整合性が保たれるようにしていただきたい。

⇒（福岡市構成員）福岡市としても入力したデータに連動して進行状態コードが更新されるのが望ましい。

⇒（アイネス構成員）進行状態コードへの補足説明として、ベンダの実装するコード体系を認めるような記載があると、ベンダは進行状態コードへの一括更新の対応がしやすくなるのではない

か。

⇒（事務局）いただいた意見をもとに、一度、事務局にて整理をさせていただく。そのため、一旦、協議案_管理番号127 - 追3、127 - 追21～127 - 追25は不採用とし、協議案_管理番号1 追 - 5 への方針等を強化する方向で検討したい。その結果に対して受入可否の回答を再度いただくこととする。

○福岡市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号127 - 追4～協議案_管理番号127 - 追6）当該要件については取下げで問題ない。

⇒（事務局）取下げの要件とさせていただく。

○事務局

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」協議案_管理番号127 - 追8、127 - 追10～127 - 追14）管理項目として記載した「判定機関結果送付日」の扱いについては自治体構成員にて再度整理いただき、必要性の有無を確認いただきたい。協議案_管理番号127 - 追15～127 - 追20については「判定機関結果送付日」の一括登録機能であるため、「判定機関結果送付日」の管理の必要性から判断する。

以 上